|  |
| --- |
| 旅館業法第４条の２第１項の規定による報告や客室等待機の求めの記録 |
| 日時 |  |
| 対応の責任者 |  | 協力の求めの 対象者氏名  |  |
| 求めた協力の概要 | ☐ 報告の求め（旅館業法第４条の２第１項第１号イ）☐ 客室等待機の求め（旅館業法第４条の２第１項第１号ロ）  |
| 備考  |
|  |

（参照条文）

■旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）（抄）

第四条の二　営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度に おいて、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることが できる。

一　特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者　次に掲げる協力

イ　当該者が次条第一項第一号に該当するかどうかが明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ　当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二　特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項 の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ 等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第 一項第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三　（略）

２～４ （略）

第五条　営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一　宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二～四　（略）

２　（略）

■旅館業法施行令（昭和 32 年厚生省令第 28 号）（抄）

（法第四条の二第一項第一号の政令で定める者）

第四条　法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　特定感染症の症状を呈している者

二　特定感染症にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者（前号に掲げる者を除く。）

（法第四条の二第一項第一号ロの協力）

第五条　法第四条の二第一項第一号ロの政令で定める協力は、次のとおりとする。

一　旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないこと。

二・三　（略）

■旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）（抄）

第五条の二　法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　医師の診断の結果

二　特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項

２　法第四条の二第一項第一号イの報告は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれをすることができる。

第五条の四　法第四条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、同号に規定する特定感染症を人に感染させるお それがほとんどないと医師が診断した者とする。

■旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別 防止に関する指針（令和５年 11 月 15 日厚生労働大臣決定）（抄）

○　法第４条の２第１項の規定に基づいて次のⅰ及びⅱの協力を求めたときは、当該協力の求めを行った日時や対象者 の氏名、求めた内容等を記録しておくことが考えられる。

ⅰ　報告（法第４条の２第１項第１号イ、則第５条の２）

宿泊しようとする者が(C)患者等であるかどうかが明らかでない場合において、当該者が（C）患者等であるかどうかを確認するため、次のいずれかを、原則として書面又は電子情報処理組織を使用する方法（タブレット型端末等にて報告に関する様式を示し、必要事項を記入させることをいう。以下「２．特定感染症の感染防止に必要な協力の求め等」において同じ。）によって報告すること。

一）　医師の診断の結果

二）　特定感染症の症状を呈している者にあっては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項

ⅱ　客室等待機（法第４条の２第１項第１号ロ、同項第２号、令第５条第１号）

当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないこと。